



鈴木 勝

現代の子どもたちの成長に欠かせないものに、「子ども食堂」と「プレイパーク」がある。

1人又は子どもだけで食事をする姿を表した「孤食」という言葉が数年前に生まれ、子どもの貧困率は統計上7人に1人の割合となり、この状況を改善するために、「子ども食堂」が生まれたと伺っている。「子ども食堂」は、それを支えるボランティアスタッフの交流の場ともなっており、プラスの方向に様々な相乗効果が生まれているということである。

また、「プレイパーク」は大きなケガをしない限り、子どもたちが発想する遊びを優先する公園のことである。私の幼少の頃は、切り出し用ナイフをポケットに入れ、竹藪の竹を切って弓矢、竹トンボなどを作って遊んでいた。時折指を切りながらも、作り方を学んでいたものである。IT時代だからこそ、パソコンやスマートフォンを使いこなせて、ノコギリやカナヅチも使える子どもを育てることが必要不可欠と考える。

「子ども食堂」や「プレイパーク」の設置に関心のある方は、役場へご相談ください。

賃貸住宅をスムーズに退去するためのポイント！

賃貸住宅を退去する際、賃借人の居住中に故意・過失などで傷つけた箇所は修繕が必要です。入居時に支払った「敷金」は、修繕費を差引かれ返金されますが、修繕費用が上回る場合は不足分を払わなければなりません。入居前から国土交通省「原状回復ガイドライン」の考え方を理解し、スムーズに退去できるよう備えましょう。

【賃借人負担になりやすいケース例】

- ・結露を放置し拡大したカビ・シミ等
- ・畳、クロスやフローリングへの落書き
- ・ペットによる壁などの傷
- ・タバコなどのヤニ・臭い
- ・賃借人の負担とする特約(例：ハウスクリーニングなど)

【消費生活センターからのアドバイス】

- ・契約書の特約内容を確認しましょう。
- ・入居前、住宅に不具合が無いか確認しましょう。不具合は写真に撮り、管理会社や賃貸人に報告します。
- ・入居中、定期的な清掃や換気が大切です。リフォームやエアコンの設置は事前に許可を得ましょう。
- ・退去時、立会いの際は修繕箇所を互いに確認し、請求に納得ができない場合は説明を求め、ガイドラインをもとに交渉します。

不安に思うことがあれば消費生活センターにご相談ください。

ひとりで悩まず すぐ相談！

消費者ホットライン

松伏町消費生活センター

188 局番なし 又は ☎984-7208

人権

それは愛

本人通知制度について ～大切な個人情報を守るために～

問合せ 教育文化振興課 ☎991-1873
企画財政課 ☎991-1815

戸籍謄本や住民票の写しなどには、大切な個人情報が含まれ、本人やその家族、代理人以外で、交付の請求が出来る場合は限定されています。

しかし、本人の知らないところで、法に基づく請求に見せかけた不正取得が行われる事案が後を絶ちません。こうした行為は、個人情報の不正取得のみならず、身元調査に利用され、結婚差別や就職差別などの人権侵害や犯罪などにも悪用されるおそれがあります。これは、埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例で禁止されている部落差別につながる可能性もあります。

こうした事案を防止・抑止するため、埼玉地域をはじめとした多くの自治体には、「事前登録型本人通知

制度」があります。この制度は、戸籍謄本等が本人の代理人や第三者に交付されたとき、事前に登録した人に対してその事実を通知するものです。

この制度を利用することで、戸籍等を取得されたことが本人に通知されるため、万一、不正取得があった場合でも早期発見が期待できます。また、多くの人の登録があれば、不正取得をする側が警戒するため、不正取得を抑止することができます。

制度の利用には、お住いの自治体の担当窓口での事前登録が必要です。大切な個人情報を守り、一人ひとりを大切に作る社会を実現するために「事前登録型本人通知制度」へ登録しませんか。